都市計画道路網の見直し案がまとまりました

福崎町では、県が作成した「都市計画道路網見直しガ イドライン」にもとづき、都市計画道路のうち未着手と なっている区間を対象に、まちの将来の健全な発展を見 据えつつ、道路密度や配置バランス、交通機能などの観 点から都市計画決定存続の必要性を検証して、都市計画 道路網の見直し案をとりまとめました。

都市計画道路とは一

まちづくりの骨格となる幹線道路で、安 全で快適な生活や良好な環境を保つため、 都市計画法にもとづいて計画決定された道 路です。

検証路線一覧

路線名	区間	検証結果	理由
福崎駅田原線	福田~西田原	存続	交通機能·都市環境 機能上必要
高橋山崎線	高橋~西治	存続	ネットワーク上必要(南北幹線)
	西治~山崎	廃止検討	既存道路等で代替 機能を確保可能
大門西治線	東田原~南田原	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
	南田原~西治	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
西光寺高橋線	南田原	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
	南田原~高橋	存続	ネットワーク上必要(東西幹線)
大門福田線	東田原~西田原	廃止検討	既存道路等で代替 機能を確保可能
	西田原	存続	観光拠点アクセス 道路として必要
	西田原~山崎	廃止検討	既存道路等で代替 機能を確保可能
辻川田尻線	西田原	廃止検討	既存道路等で代替 機能を確保可能

なぜ見直す必要があるの?

福崎町の都市計画道路は、昭和51年、56年に 7路線が都市計画決定されています。その後、中 島井ノ口線などの都市計画道路の整備推進に取り 組んできましたが、整備率は約60%にとどまっ ています。

長期間にわたり着手できなかった路線について、 その必要性を現時点で再検証することで、効率的 な道路整備を進めていきたいと考えています。ご 理解とご協力をよろしくお願いします。

みなさんの意見を募集します-

都市計画道路網の見直し案に対するみなさ んのご意見をお聴きして、都市計画変更の原 案づくりに反映させたいと考えています。ぜ ひご意見をお寄せください。

〔意見書の提出期限〕7月30日(水)

〔提出先〕まちづくり課 都市計画係(内線336) 〒679-2280 南田原3116番地の1



晃 康保険に 加入のみなさん

発送し 歳~ L١ きます 高齢受給者証 74 歳 の 方に

た一部負担金割合が記載され年中の所得等により算出され 得の方は3割)になります。 生まれの方は一 で保険証とあわせてご提示く できますので、 このたび郵送する証は平成25 わせて医療機関に提示するこ います。 の方は2割(現役並み所 昭和19年4月2日以降生 . 齡受給者証 昭和19年4月1日以前 8月1日から使用 部負担額が1 医療機関窓口 を保

担 保険内診療分にかかる自己負 時に提示することで、 医療機関等において1か月の 院または高額になる外来診療 |額が限度額までになります 際に医療機関に保険証と同 1つの

度 標準負担額

の1日) から食事代が減額に 交付対象者 ず。 す。 税非課税世帯の方 入院時の食事代も減額され 証の発効期日 75歳未満の (申請月 住民

お願いします。 なりますので、 申請は早めに

限度額適用認定証

者となります。 課税世帯の方のみ交付対象 70歳~74歳の方は住民税非税課税世帯の方 交付対象者 70歳未満の住民

しく70歳になられた方へ

|| 齢受給者証は誕生日の翌

必要とされる方の国民健康 障がいに関すること なんでもご相談ください

こんな悩みはありませんか?

「どこに相談したらいいのかわからない」

「制度のことがよくわからない」

「将来のことが不安」

を発行できます。この証は、 の所得等で算出された認定証

な方は必ず申請を

納税相談はお早めに! の制度を利用できません。 保険税に滞納のある方はこ

い合わせ先

健康福祉課

(内線355・356)

8月から新しく平成25年中

額減額認定証 額適用認定証」

- T が必要

限度額適用·標準負担

「この子、この人とどう接していいかわからない」

日月からです。使用が可能と

各月1日が誕生日の方は誕生 月から使用できます。ただし、

請に必要なもの

なる月の前月下旬に該当の方

に発送します。

福崎町は、障がいに関する相談業務を2つの事 業所に委託しています。

訪問による相談も行います。

相談料はかかりませんので、安心してご相談く ださい。

相談事業所

福崎町障害相談支援センター

大貫446番地(すみよしの郷) ☎35-8575 FAX22-7024 メール f-syougai@mx9.tiki.ne.jp

香翠寮相談支援事業所

姫路市香寺町土師365番地1 ☎079-232-6151 FAX079-232-7250 メール kousuiryou-soudan@honey.ocn.ne.jp

いずれも月~金曜日 8:30~17:15 (祝祭日・年末年始は除く)

福崎町身体・知的障害者相談員

身体障害者相談員、知的障害者相談員が決まり ました。

身体・知的に障がいのある方やその家族の方で、 役場や相談支援事業所に行きにくい方は、お近く の相談員に相談してください。役場や相談支援事 業所へ話をつないでくださいます。 (任期:平成 28年3月31日まで)

【身体障害者相談員】

上 田 重 利・大 橋 泰 子・垣 京子 【知的障害者相談員】

藤井智重子・大 橋 泰 子

の相談事業

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますので ご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00~15:00 (担当=住民生活課・内線374)

母子相談

毎月第2月曜日 10:30~15:00 祝日の場合は翌日に変更 (担当=健康福祉課・内線364)

なやみごと相談

行政相談

毎月第1・3水曜日 13:00~15:00 毎月第3水曜日 13:00~15:00 (担当=総務課・内線221) (担当=社会福祉協議会·☎230300)

保険料額決定通知 保険料の計算方法 を送付 ます

ら保険料をお支払いいただ きます。 被保険者お一人おひとりか みなさんには、7月中旬 後期高齢者医療制度では、

通知書」でお知らせします。 に送付する「保険料額決定

割額」と前年の所得に応じ りが等しく負担する「均等 合計となります。 て負担する「所得割 年間の保険料は一人ひと

保険料の支払方法 年金からのお支払

ません。 特に手続きの必要は 【特別徴収】 あ

Ιţ とができます。 しください。 よるお支払いに変更するこ 申し出により口座振 税務課の窓口までお越 希望する方 替に

口座振替や納付書での

護保険料の合計額が年金受 後期高齢者医療保険料と介 給額が年額18万円未満の方、 付いただきます。年金の受 7月から3月まで毎月納 お支払い【普通徴収】

均等割額

所得割額

+

給額の1/2を超える方が

47.603円

(平成25年中(1~12月)の 総所得金額等() - 33万円)× 9.70%

平成26年度保険料額 (最高限度額57万円)

納付

は

+

一部負担金の割合は、

同

ていない場合は、

申請し

成

問い合わせ先 ください。

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、

給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)。 早めに相談してください。 が困難な事情がある場合 ことがありますので、 期被保険者証)を送付する 期限が短い被保険者証 納付状況によっては、 示してください。

限度額 ることで、 1か月間に支払う自己負担 税の方は、 減額認定証 が外来・入院とも区分に 世帯員全員が住民税非 適用 医療機関ごとに 認定証を提示す 標準負 担 課

ています。 額(1月から7月までは平 変更されることがあります。 の異動や所得の更正により 成24年)をもとに計算され 税所得と平成25年中の収入 れた平成26年度の住民税課 25年中の所得により算出さ 世帯内の被保険者の平 また、世帯状況

資格に関する 保険料に関すること 域連合事務局 兵庫県後期高齢者医療広 税務課 (内線342) 健康福祉課(内線355 · 3 5 6) · (| | |

の方で認定証の申請をされ 世帯員全員が住民税非課税 証といっしょに送付します。 に新しい認定証を被保険者 象となる方には、7月下旬 ちで8月以降も引き続き対 をお持

日時: 7月24日(木) 13:20~15:00 演題: いつまでも朗らかに生きよう

講師:大西由香里さん

上記公開講座は一般の方も参加できます。どうぞ

証を医療機関等の窓口で提 1日からは新しい被保険者

で す。

現 在、

認定証

保険料

の

有効 短

険者証を送付します。 旬に簡易書留で新しい被保

8

施術などは除く。)

更新時期は毎年8月1

毎年8月1日です。

7月下 詩期

鍼灸、あんまマッ減額されます。(

(柔道整 サー

あんまマッ

ジ

入院時の食事代についても 応じた限度額までとなり、

被保険者証の更新

被保険者証

い被保険者証を送付し

ます

老人大学一般教養講座(公開講座)

お越しください。

ル

神崎学園

日時: 7月24日(木) 10:00~12:00 専門講座

8月7日(木) 13:20~15:20 専門講座

福寿学園

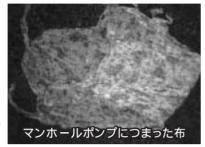
日時:8月7日(木) 10:00~12:00 専門講座

マンホールポンプがつまっています 家庭で流すものに気をつけて!

マンホールポンプが停止、故障する事故が多 発しています。原因は、家庭の排水口から流れ てきたものがポンプの羽根車にからんでしまっ たためです。

下水道は、みなさんの生活環境や町の豊かな

自然をよりよく するための大切 な財産です。一 人ひとりがルー ルを守り、正し く使いましょう。



4~6月に6件の事故が発生しています

.......こんなものは流さないでください.......

台 所 調理くず、ごはんの残り、てんぷら油 など

トイレ トイレットペーパー以外の紙

風呂・洗面所 髪の毛、布くずなど

(上下水道課)

役場庁舎の耐震工事 を行います

昭和50年に完成した役場庁舎は、旧耐震基準で設 計されており、耐震診断の結果、強度が不足してい ることが判明しました。このたび耐震改修工事を行い、 災害時にも機能するよう耐震強度を向上させます。

工事期間中、出入り口や通路、駐車場の使用が一 グットレス 部制限されます。安全には十分配慮しながら工事を 進めますが、来庁の際にはご注意ください。

しくお願いします。

観光協会クリーン作戦

今年も七種の滝、辻川山、日光寺山、春日山 周辺のごみ一掃をめざして、クリーン作戦を実 施します。みなさんのご協力をお願いします。

実施日 7月26日(土)小雨決行

時間午前7時開始(6時50分集合)

清掃ができる服装でご参加ください。

集合場所 福崎地区の方

青少年野外活動センター

田原・八千種地区の方

柳田國男生家・記念館

携行品 手袋・タオル・帽子・鎌・火ばしなど ごみ袋は当協会で用意します。

人も、会社も、もっと 元気に!



掛金の一部を国が助成 掛金は全額非課税 パートさんの加入もOK 詳しくはホームページへ 中退共

(独) 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 **23**03-6907-1234

> 工事期間(予定) 平成26年7月初旬~平成27年1月末

東側から見た完成予想図

